

第2次安曇野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

安心して暮らせるまち
～出産・子育て環境が充実したまちづくり～

【概要版】



安曇野市

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的・位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、本市の現状と課題を分析・整理し、子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性等を定め、出産・妊娠期から青少年期までの切れ目ない包括的な支援を推進します。

(2) 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

(3) 計画の策定方法

子ども・子育て会議による審議、ニーズ調査結果からの分析・評価、パブリックコメントによる意見募集により策定します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題の整理

(1) 本市の状況

- ・総人口は緩やかな減少で推移しているとともに、核家族化による世帯構成員数も減少しています。
- ・未婚者の結婚への意識の変化、女性の社会進出や仕事への意識の変化等もあり、婚姻率は比較的低い水準で推移しています。
- ・教育・保育施設等の利用状況は、特に3歳未満児の需要が高まっており、今後も利用を希望する家庭が続くものと予想されます。

(2) 前事業計画の主な成果と課題

前事業計画の基本理念に向けて取り組んだ主な成果を基本目標ごとに掲げ、そこから見えてきた課題等について取り上げています。

(3) 事業計画実施に向けた課題整理

ニーズ調査結果の分析・評価や子ども・子育て会議の審議等で見出された課題を、解決に向けて取り組んでいきます。

- 1 家庭と仕事を両立できる環境の整備
- 2 子どもの遊び場、親の相談の場等の居場所づくり
- 3 歳未満児の保育ニーズの増加への対応
- 4 放課後児童クラブの受入れ体制の整備
- 5 相談・情報提供体制の充実
- 6 支援を必要とする子どもと家庭への支援
- 7 子どもの生活環境に応じた包括的支援と権利の保障

(1) 基本理念

安心して暮らせるまち ～ 出産・子育て環境が充実したまちづくり ～

前事業計画を継承し、子どもが安曇野で生まれ育つことの素晴らしさを地域住民で共有できるまちを目指し、出産・子育て環境が充実したまちづくりの実現に向かって取り組んでいきます。

(2) 施策体系及び方向性

基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

妊娠から出産、子育て期まで一貫した切れ目ない支援を行っていきます。

- 【基本施策1】 安全な妊娠・出産への支援
- 【基本施策2】 乳幼児と保護者への健康支援

基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり

保育サービス等の充実や保育環境の整備、家庭の養育機能向上に向けて取り組んでいきます。

- 【基本施策1】 児童福祉サービスの充実
- 【基本施策2】 経済的支援の充実
- 【基本施策3】 障がい児支援の充実
- 【基本施策4】 ひとり親家庭への支援
- 【基本施策5】 児童虐待への対応といじめ・不登校対策の充実

基本目標3 次代を担うたくましい人づくり

基礎学力の向上とともに、自然体験等からひとりで生きる力を育成することのできるよう成長を育む教育に取り組んでいきます。

- 【基本施策1】 学校教育の充実
- 【基本施策2】 家庭教育の充実と青少年の健全育成

基本目標4 子育てを支える環境づくり

子育て関連の情報発信の向上とともに、子どもを取り巻く家族や地域全体で子育てしやすい環境を整備していきます。

- 【基本施策1】 子育てしたくなるまちづくり
- 【基本施策2】 仕事と生活の調和

第4章 子ども・子育て支援事業計画

本計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

国の基本指針等に基づき、平成30年12月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めています。

【法定記載事項】

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

【任意記載事項】

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策等）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第5章 計画の推進体制

（1）計画推進に向けての体制整備及び連携強化

計画目標の実現に向けて、着実に推進されるよう関係機関と連携し、住民協働による子育て支援体制を整備していきます。

- 関係機関及び庁内部局との連携
- 本計画の普及への取り組み
- 子ども関連組織・団体とのネットワーク強化

（2）計画の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、「安曇野市子ども・子育て会議」において、各施策事業の量の見込みと確保方策及び活動評価指標の進捗状況等の点検・評価を毎年度実施していきます。また、各施策事業において、当初より利用状況が大きく乖離した場合には中間見直しを行います。